

長崎市有資格業者 各位

長崎市理財部契約検査課長
(公印省略)

競争入札参加資格等の見直しに伴う調査の実施について（依頼）

このことについて、次のとおり競争入札参加資格等の見直しを行うことに伴い、各有資格業者の現況を把握するため、別添調査票（「系列関係及び従業員数等調査票」）により、調査を実施します。

つきましては、調査票に必要事項を記入し、添付書類（該当する法人のみ必要）とともに返信用封筒に封入の上、ご返送いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、期限までに調査票の提出がないときは、本市の入札参加を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。

1 見直し内容について

- (1) 系列関係にある会社等の同一入札参加制限（実施時期：令和元年10月1日）
※ 別紙「1 系列関係にある会社等の同一入札参加制限の概要について」参照
- (2) 地域区分の見直し（実施時期：令和元年11月1日）
※ 別紙「2 地域区分の見直しの概要について」参照

2 調査票について

- (1) 返送期限：令和元年8月30日（必着）

- (2) 添付書類（次に該当する法人のみ）

ア 市内業者

- (ア) 市内のみに事業所がある法人
 - ・ 直近で長崎市に申告した法人市民税申告書第20号様式の写し
- (イ) 市内及び市外に事業所がある法人
 - ・ 直近で長崎市に申告した法人市民税申告書第20号様式の写し
 - ・ 直近で長崎市に申告した法人市民税申告に係る課税標準に関する分割明細書

イ 準市内業者のうち、「認定市内業者」として登録を希望する法人

- ・ 直近で長崎市に申告した法人市民税申告書第20号様式の写し
- ・ 直近で申告した法人住民税申告に係る課税標準に関する分割明細書
- ・ 長崎市内の支店等において5年以上継続して事業を行っていることを証する書類

【書類の例】

- ・ 当該支店等の建物を5年以上当該法人が所有している場合において、当該建物の登記事項証明書の写し
- ・ 当該支店等の建物を5年以上当該法人が賃貸借している場合において、当該期間の賃貸借契約書の写し

※ 調査の結果、系列会社等の登録がある場合や、地域区分に変更がある場合は、別途お知らせします。

担当 長崎市理財部契約検査課 総務係
電話 095-829-1160

送付資料一覧

- ・競争入札参加資格等の見直しに伴う調査の実施について（依頼）
- ・別紙「1 系列関係にある会社等の同一入札参加制限の概要について」
- ・別紙「2 地域区分の見直しの概要について」
- ・系列関係及び従業員数等調査票
- ・系列関係及び従業員数等調査票（記載例）
- ・系列関係及び地域区分（従業員数）関係についてのQ & A
- ・同一入札への参加制限イメージ
- ・従業員数の算出基準
- ・お知らせ

○ 送付資料については、長崎市ホームページ（「入札・契約情報」ページ内）にも掲載しています。

【ホームページのURL】

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p023272.html>

1 系列関係にある会社等の同一入札参加制限の概要について

談合の未然防止と公平・公正な競争環境を確保するため、現在入札を制限している同一人が代表者（長崎市内に本市との契約権限を委任した支店等を有する法人の場合、当該支店等の代表者を含む。）となっている場合に加え、同一人が役員となっている場合や、資本関係がある場合などにおいても、入札を制限する。

区分	制限内容	
	現在	見直し後
(1)資本関係	制限なし	・子会社等と親会社等の関係にある場合 ・親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2)人的関係	一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を兼ねている場合	・一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合 ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合 ・一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合
(3)その他	制限なし	・上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

【実施時期】 令和元年10月1日

2 地域区分の見直しの概要について

市内に事業所を有し、長期間の事業活動を行うとともに、市内業者と同等又はそれ以上の雇用を行っている準市内業者について、入札参加の機会を増やすことにより、本市経済の活性化及び市民生活の向上につなげるため、一定の要件を満たせば市内業者と同等に入札に参加できるよう地域区分に「認定市内業者」の区分を加える見直しを行う。一方、市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有していても、市内業者としての事業活動の実態に疑義がある業者もいることから、要件に市内の事業所の従業員数の割合を加えるなどの見直しを行う。

なお、これまで市内業者へ発注を行っていたものは、物品調達を除き、市内業者及び認定市内業者発注とする。

現在	見直し後	要件	
市内業者	市内業者	法人	市内に登録簿上の本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者で、全従業員数に占める市内の事業所の従業員数の割合が50%超（全従業員数が2人のときは50%以上）又は市内の事業所の従業員数が50人超である者
		個人	代表者の住民登録が市内にあり、市内において事業を営む者
準市内業者	認定市内業者	法人	市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有し、市内の事業所の従業員数が50人超である者（市内で5年以上事業継続している者に限る。）
	準市内業者	法人	・市内業者以外の者で、市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者 ・市内業者及び認定市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有する者
市外業者	市外業者	法人	市内業者、認定市内業者及び準市内業者以外の者
		個人	市内業者以外の者

【実施時期】 令和元年 11 月 1 日